

杉中学校不登校生徒支援対応チャート

R5 策定 R7 一部改訂

【不登校生徒の定義】

何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの。

基準

対策

レベル1

学年内で組織的対応と情報共有

- ・教室で一人で過ごすことが多い
- ・情緒が不安定(暗い表情、すぐに怒ったり、泣いたり)
- ・過敏な性格(何事にも敏感)
- ・保健室の利用が増加
- ・遅刻・早退が気になる
- ・退部や学力不振(学校生活での急な変化)
- ・身なり(表情や髪型)に無頓着になる

- 学級・部活動でのようすの把握
- 学習状況の把握→学年共有⇔見守り
- 人間関係の把握→学年共有⇔見守り
- 保護者との連携
- 生活アンケートやスクリーニングシートの確認→教育相談
- 生徒へのアプローチ

レベル2

生徒支援部会(不登校生徒支援委員会)への報告・連絡・相談・確認

- ・遅刻・早退が顕著にみられる(継続して週3回程度)
- ・欠席が気になる(継続して週に1回程度)
- ・生活アンケートで学校に対する否定的な記述
- ・スクリーニングシートで●○が5個以上

- 学校生活(人間関係、いじめ、学習)のようす
- 家庭状況(生活リズム、虐待など)の確認
- 保護者との綿密な連携

レベル3

SC や別室(校内教育支援ルーム含む)登校、放課後登校の推進

- ・欠席が顕著にみられる(継続して週2日程度)
- ・欠席が1カ月に5~9日
- ・理由不明の連続欠席が3日以上

- 定期的な保護者との連携(電話、KH)の徹底
- 定期的に本人と会う機会確保の徹底
- 生徒支援部会での具体的方策を提示→実行

レベル4

外部機関への連携を模索(予防的な対応)

- ・学期内で10日以上、年間30日以上欠席
- ・生徒と定期的に会える(最低1か月に1回以上)
- ・保護者との連絡をとれる(最低2週に1回以上)

- 生徒指導主事より保護者・本人との接触(電話、KH)→痕跡を残す
- 「子どもの育ち見守り屋となとな」への相談を検討
- ケース会議の実施を検討
- 生徒支援部会にて「不登校生徒」扱いとして対応(記録を残す)

レベル5

外部機関への連携、市教委への報告(緊急的な対応)

- ・生徒と定期的に会えない(3カ月が目安)
- ・年間の出席日数が10日以下
- ・保護者との連絡が困難(1カ月が目安)

- アプローチ記録の徹底
- 「まるっと」「子ども家庭センター」「少年サポートセンター」「交野警察」
- 管理職を通じて市教委への報告
- 保護者の多大な要求がある場合、スクールロイヤーに相談
- 子どもの命を守る最善の行動が必須